

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長 殿

防火 管理者
防災

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

| | | | |
|--|---------------------|---------------------|-------|
| 管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） | | | |
| 防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物 | | | |
| 防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称） | | | |
| 複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称） | | | |
| 防火対象物 又は _____ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途） | | 令別表第1 ^{※1} | () 項 |
| その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項） | | | |
| 受 付 欄 ^{※2} | 経 過 欄 ^{※2} | | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- ① 防火管理者等が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防と注意事項」のとおりとする。
- ② 別表1は_____に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- ③ 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、任務の確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

① 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2及び別表3に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(1)「火気関係」のチェックは終業時に行なう。

(2)「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、防火管理者がチェックする。

実施時期は、年2回とする。

ウ その他

防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

② 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほか、自主点検を実施する。

自主点検は、別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき防火管理者がチェックする。

実施期間は、年2回とする。

3 防火対象物の法定点検及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- ① 防火対象物の法定点検は、_____に委託して行う。
- ② 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は_____に委託して行う。
- ③ 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

4 報告等

- ① 自主検査（日常）及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- ② 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- ③ 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

- ① _____は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
 - ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。
 - イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
 - ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。
 - エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
- ② 火気管理等
 - ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時に吸殻の点検を行う。
 - イ 喫煙は指定された場所で行う。
 - ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
 - オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
 - キ その他 _____

③ 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
 - イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
 - ウ 危険物等を使用するとき
 - エ その他
-

④ 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
 - イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
 - ウ 建物内外の整理整頓を行う。
 - エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
 - オ 火元責任者又は最終帰宅者が火気及び施錠の確認を行う。
 - カ その他
-

2 防火管理者等が守るべき事項

① 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

② 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
 - エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
 - オ その他必要と認められる事項
-

③ その他

避難経路図を作成し、従業員の休憩室等に掲出する。

第6 自衛消防組織

1 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表6のとおりとし、この別表は、事務室等の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

① 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報及び事務室へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避

難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

カ その他 _____

② 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備等を用いて消火する。

③ 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他 _____

④ 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他 _____

3 自衛消防隊の活動範囲

① 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

② 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

③ その他 _____

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL _____ 氏名 _____

1 休日、夜間に在館者がいる場合

① 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

② 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で初動措置を行う。尚、初動措置は、前記「自衛消防活動」に準ずる。

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、_____からの通報により火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

① 地震対策を実施する責任者は、_____とする。

② 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ その他 _____

③ 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

2 地震後の安全措置

① 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

② 出火防止

ア 火気設備器具の直近にいる従業員等は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

- イ その他 _____
- ③ 出火状況の確認、負傷者の発生状況を確認する。
- ④ 地震動終了後、火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- ⑤ 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- ⑥ その他
 - ア 避難通路の確保を行う。
 - イ 防火管理者は、被害の状況を火元責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

- ① 通報収集等
 - 通報連絡担当は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。
 - ウ その他 _____
- ② 救出、救護
 - ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護担当を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
 - ウ その他 _____
- ③ 避難誘導等
 - ア 各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - (2) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - (3) 避難誘導は、先頭と最後尾に従業員等を配置して行う。
 - (4) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
 - イ その他 _____

第9 防災教育

1 自衛消防隊員等の育成

自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

2 防災教育の内容及び実施方法

- ① 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。
 - ア 従業員等が守るべき事項について
 - イ 火災発生時の対応及び地震時の対応について
- ② 防災教育の実施方法
 - ア 新人社員等採用時の研修期間中に実施する。
 - イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。
- ③ その他 _____

第10 訓練

1 訓練の実施時期等

- ① 訓練の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

| 訓練の種別 | 実施時期 | 備考 |
|--------|------|---|
| 通報訓練 | 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・通報、消火、避難訓練を実施する。 ・その他の訓練は、応急救護訓練等を実施する。 |
| 消火訓練 | 月 | |
| 避難訓練 | 月 | |
| その他の訓練 | 月 | |
| 総合訓練 | 月 | |

- ② 部分訓練を年1回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。
- ③ 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
- ④ 訓練の参加者
 - ア 自衛消防隊員
 - イ _____ (ローテーションを組み全員が体験できるようにする。)
- ⑤ 防火管理者は訓練を実施する際、消防訓練計画通知書を消防機関へ提出する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため次の安全管理を実施する。

- ① 訓練実施前
 - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。
 - イ その他 _____
- ② 訓練実施時
 - ア 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。
 - イ その他 _____
- ③ 訓練終了後
 - ア 使用資機材収納時には、手袋・保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- ① 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、以後の訓練に反映させるものとする。
- ② その他 _____

| 実施責任者 | | | | 担当区域 | | | | |
|-------|----|------------------------|----------------------|------------------------|-------|--------------|---------------|--|
| 日 | 曜日 | 実施事項 | | | | | | |
| | | ガス器具の ホース老化 ・ 損傷 | 電気器具の 配線老化・ 損傷 | 火気設備器 具の設置・ 使用状況 | 吸殻の処理 | 倉庫等の施 錠確認 | 終業時の火 気の確認 | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | |

防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。
 (凡例) ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

別表 3

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

| 実施責任者 | | | | | | 担当区域 | | | |
|-------|------|--------|--|--------|--|---------|--|--------|--|
| 実施日時 | | | | | | | | | |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | |
| 避難障害 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 閉鎖障害 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 操作障害等 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 防火管理者確認 | | | |

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 4

自主検査チェック表（定期）

| 実施項目 | | 確認箇所 | 検査結果 |
|----------------------------|-------------------------|--|-------|
| 建 物 構 造 | (1)基礎部 | 上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。 | |
| | (2)柱・はり・壁・床 | 欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 | |
| | (3)天井 | 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 | |
| | (4)窓枠・サッシ ガラス | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・緩み、著しい変形等がないか。 | |
| | (5)外壁 ひさし パラペット | 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 | |
| | (6)屋外階段 | 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 | |
| | (7)手すり | 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。 | |
| | (8)消防隊非常用 進入口 | 表示されているか。また、進入障害はないか。 | |
| 防 火 設 備 | (1)外壁の構造及び 開口部等 | ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。 | |
| | (2)防火区画 | ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。 | |
| 避 難 施 設 | (1)廊下・通路 | ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 | |
| | (2)階段 | ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。 | |
| | (3)避難階の避難口 （出入口） | ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 | |
| 火 気 設 備 器 具 | (1)厨房設備 ガスコンロ 給沸器 | ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 | |
| | (2)ガストーブ 石油ストーブ | ① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。 | |
| 電 気 設 備 | (1)変電設備 | ① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。 | |
| | (2)電気器具 | ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | |
| 危 険 物 施 設 | (1)少量危険物 貯蔵取扱所 | ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理整頓状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 | |
| | (2)指定可燃物 貯蔵取扱所 | ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。 | |
| 検査実施日 | | 検査実施日 | 防火管理者 |
| 構造関係 | 年 月 日 | 火気設備器具 | 年 月 日 |
| 防火関係 | 年 月 日 | 電気設備 | 年 月 日 |
| 避難関係 | 年 月 日 | 危険物施設 | 年 月 日 |

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに管理権原者に報告します。

（凡例） ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

別表 5

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

| | 確認箇所 | 点検結果 |
|---|--|------|
| 消火器 (年 月 日実施) | (1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。 | |
| 屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年 月 日実施) | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。 | |
| スプリンクラー設備 (年 月 日実施) | (1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。 | |
| 水噴霧消火設備 (年 月 日実施) | (1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。 | |
| 泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施) | (1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。 | |
| 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施) | (1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けられているか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。 | |
| 屋外消火栓設備 (年 月 日実施) | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 | |
| 動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施) | (1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 | |
| 自動火災報知設備 (年 月 日実施) | (1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。 | |
| ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施) | (1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更後による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。 | |
| 漏電火災警報器 (年 月 日実施) | (1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。 | |
| 非常ベル (年 月 日実施) | (1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | |
| 放送設備 (年 月 日実施) | (1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 | |
| 避難器具 (年 月 日実施) | (1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。 | |
| 誘導灯 (年 月 日実施) | (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。 | |
| 消防用水 (年 月 日実施) | (1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 | |
| 連結散水設備 (年 月 日実施) | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 | |
| 連結送水管 (年 月 日実施) | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。 | |
| 非常コンセント設備 (年 月 日実施) | (1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。 | |
| | 防火管理者 | |

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに管理権原者に報告します。

(凡例) ○…良、×…不備・欠陥、△…即時改修

別表 6

自衛消防隊の編成と任務

| | | |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 自衛消防隊長 | _____ | (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。) |
| 自衛消防副隊長 | _____ | (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。) |
| 自 衛 消 防 隊 の 編 成 | | |
| 自衛消防隊長 | | 通報連絡担当 _____ |
| | | 初期消火担当 _____ |
| 自衛消防副隊長 | | 避難誘導担当 _____ |
| | | 応急救護担当 _____ |
| 任 務 | | |
| 通報連絡担当 | <ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 防災センターへの通報及び隣接各室への連絡 | |
| 初期消火担当 | <ul style="list-style-type: none"> 出火場所への急行、消火器等による初期消火 | |
| 避難誘導担当 | <ul style="list-style-type: none"> 出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに避難障害物品の除去 | |
| 応急救護担当 | <ul style="list-style-type: none"> 応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供 | |

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権限者、又はこれに準ずるものを指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましい。消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 事務室等に掲示するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で替わった場合は速やかに訂正する必要があります。